

## 杵藤地区広域市町村圏組合広報誌有料広告掲載要領

平成23年6月1日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、杵藤地区広域市町村圏組合有料広告掲載要綱（平成23年告示第9号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、組合が発行する広報誌杵藤広域だより（以下「広報誌」という。）を広告媒体として、民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第2条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、次の表のとおりとする。

広告の枠	掲載位置	規格（縦×横）	掲載料
裏表紙半枠	下1段2分の1	50mm×85mm	15,000円
裏表紙全枠	下1段通し	50mm×175mm	30,000円
版面半枠	下1段2分の1	50mm×85mm	13,500円
版面全枠	下1段通し	50mm×175mm	27,000円

- 2 広告は2色刷りとし、配色は公募の都度、別に指定するものとする。ただし、裏表紙半枠及び全枠の広告はカラーとする。
- 3 広告の枠内右上に、縦6ミリメートル、横9ミリメートル程度の大きさに「広告」と表示しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、版面下段枠については、広告の文頭に前項に規定する「広告」を表示しなければならないものとする。

(広告掲載の申込み等)

第3条 広報誌に広告掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、杵藤広域だより広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、掲載を希望する広報誌の発行日の属する月（以下「発行月」という。）の前々月の15日（その日が休日に当たる場合は、当該日前の土曜日を除く平日）までに管理者に申し込まなければならない。

- 2 広告掲載は、一申込者につき、裏表紙、版面の枠ごとに1箇所とし、掲載1回の限度を3箇所とする。
- 3 管理者は、第1項の規定による申込みを受けたときは、要綱第7条第1項の規定により設置する杵藤地区広域市町村圏組合広告審査委員会において審査し、広告掲載の承認の可否を当該広報誌発行月の前月1日までに決定するとともに、杵藤広域だより広告掲載承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該決定を申込者に対し、通知するものとする。
- 4 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、枠数を超えて申込みがあった場合は、圏域内に事業所等を有するものを優先する。

（原稿の作成及び提出）

第4条 広告の原稿は、広告主（広告掲載が承認された申込者をいう。）の負担で作成し、管理者が指定する期日までに電子媒体により事務局総務課長に対し、提出するものとする。

（その他）

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

杵藤広域だより広告掲載申込書

杵藤地区広域市町村圏組合管理者 様

申込者

所在地

名 称

代表者名

⑩

TEL

FAX

E-mail

杵藤地区広域市町村圏組合広報誌有料広告掲載要領第3条第1項の規定に基づき、広告の原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

なお、広告掲載にあたっては、杵藤地区広域市町村圏組合広報誌有料広告掲載要領の規定を遵守し、違反しないことを誓約します。

記

1 掲載希望号（希望の号に○印）

年 1月号		年 6月号	
----------	--	----------	--

2 希望の枠等

裏表紙  半枠 (50mm×85mm)  全枠 (50mm×175mm)

版 面  半枠 (50mm×85mm)  全枠 (50mm×175mm)

広告掲載料 円

3 広告の原稿（別紙のとおり）

様式第2号（第3条関係）

杵藤広域だより広告掲載承認（不承認）通知書

年 月 日

様

杵藤地区広域市町村圏組合  
管理者

年 月 日付けでお申し込みいただいた広告掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載を承認する。 <input type="checkbox"/> 掲載は承認できない。 (理由)
掲 載 号	年 月 号
広 告 掲 載 料	金 _____ 円
納 付 期 限	年 月 日
広告原稿提出期限	年 月 日
備 考	